

児童扶養手当・特別児童扶養手当の制度について

【児童扶養手当】

- 対象者** 次のいずれかに該当する子どもを養育している父母又は養育者
 - ・父母が婚姻を解消した子ども
 - ・父又は母が死亡した子ども
 - ・父又は母に一定の障害がある子ども
 - ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども※子どもとは、18歳になった年の年度末（3月31日）まで。また一定の障害のある場合は20歳未満まで。
- 手当の金額** 手当は年6回、1月、3月、5月、7月、9月、11月のそれぞれの支払月の前月まで2か月分ずつ支給

<支給額>

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	43,160円	10,180円～43,150円
2人目加算額	10,190円	5,100円～10,180円
3人目以降加算額	6,110円(1人につき)	3,060円～6,100円(1人につき)

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹など）の所得により、手当の支給に制限があります。

【特別児童扶養手当】

- 対象者** 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを養育している父母又は養育者
- 手当の金額** 手当は1年に3回、4か月分ずつ支給（4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分））

<支給額>

障害の状態	月額(1人につき)
1級(重度)	52,500円
2級(中度)	34,970円

※申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹など）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当を受けている方は『現況届』、特別児童扶養手当を受けている方は『所得状況届』を毎年8月に提出する必要があります。

これらの届出をしない場合、11月以降の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

手続き方法

手当を受けている方には、7月下旬に書類を送付しています。必要書類をご準備頂き役場窓口へご提出下さい。

提出期日

児童扶養手当・・・8月3日(月)から8月31日(月)まで（土日祝日は除く）

特別児童扶養手当・・・8月12日(水)から9月11日(金)まで（土日祝日は除く）

※午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線134